電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 34 小委員会
事務局	一般社団法人 日本照明工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	**JIS C 8105-2-20**（201X）
対応国際規格番号（版）	**IEC 60598-2-20**（第4版 2014）
規格タイトル	照明器具―第2-20部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	装飾用電灯器具
廃止する基準及び有効期間	**J60598-2-20**（H25）有効期間3年間

＜審議中に問題となったこと＞

附属書 A は，**IEC 61984**:2008 の幾つかの箇条を参照しており，その箇条の要求事項をどこまで記載するのか問題となった。対応国際規格の体裁に合わせて，箇条番号などで引用先を示すことにとどめ，附属書で使用する用語について，最小限の説明を注記として記載することとした。

＜補足＞

今回の改正の趣旨

急速に普及している LED 光源を用いた照明器具を適用対象とし，あわせてパイプ形状のケースに覆われ光源非交換形の製品（ロープライト）に関する要求を，このライティングチェーンの規格から削除し，我が国の安全法令で引用する LED 照明器具の技術基準とするために，この規格の改正を行なった。

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
20.5.2 ほか	屋内用に限りクラス 0，0I 及びクラスⅠを認める規定を，屋内用に限りクラス 0 を認める規定に変更。	構造上，照明器具本体に接地を施すような設計構造が想定できないこと，市場でもそのような製品が確認できないことからクラス0I及びIの規定を削除した。
20.5.3	じんあい，固形物及び水気の侵入に対する保護に関して，屋外用の製品は IP44 以上の規定とした。	旧規格は防雨形，防まつ（沫）形，噴流形又は耐防水形（防浸形）との規定であったが，対応国際規格に整合させた。

＜主な改正点＞

箇条	題名	改正点	意図
全体		ロープライトに関する要求事項を削除した。	この規格と別にロープライトの規格を制定するため。（対応国際規格の改正点。）
20.1	適用範囲	適用光源を，従来の白熱電球に LED 光源を加え，“電気光源”とした。	LED 光源を適用範囲に含めるため。（対応国際規格の改正点。）
20.5	照明器具の分類	クラス 0I 及びクラス I 器具を削除した。	当該製品の構造上アースを接続することは困難な場合が多いため，アースによる保護の分類を削除するため。（デビエーション削除。）
20.5	照明器具の分類	屋外用は，防雨形，防まつ（沫）形，噴流形又は耐防水形（防浸形）との規定であったが，IP44 以上とした。	近似した判定基準のデビエーションを無くして，対応国際規格と同一基準にするため。（対応国際規格に整合。）
20.6	表示	安全に関する表示，警告を複数追加した。	誤使用などを防止をするため。（対応国際規格の改正点。）
20.7	構造	LED 光源のものについては LED 制御装置の安全規定を引用した。	LED 光源を適用範囲に含めるため。（対応国際規格の改正点。）
20.9	保護接地	**JIS C 8105-1** 第 7 章の保護接地の規定について，適用から適用不要へ変更した。	**20.5** と整合して，アースによる保護を認めないように

			変更するため。（デビエーションを削除し，対応国際規格に整合。）
20.11	外部及び内部電線	ライティングチェーンの種類分けを単純化した。	ロープライトを適用範囲からの除外及び規定の簡略化のため。 （対応国際規格の改正点。）
20.12	感電に対する保護	ブランクプラグによる感電の保護を追加した。	ランプを外した場合の安全性を確保するため。 （対応国際規格の改正点。）
20.13	耐久性試験及び温度試験	クラスIIIライティングチェーンの試験電圧を規定した。 ブリッジデバイスの試験方法を詳細規定した。 LED ライティングチェーンに対し，整流器の短絡試験の規定を追加した。	各種製品に対する試験電圧を明確にするため。 （対応国際規格の改正点。） 試験の判定方法を明確にするため。（対応国際規格の改正点。） 増加している LED ライティングチェーンについてリスクを確認するため。 （対応国際規格の改正点。）
附属書A	相互接続用コネクタへの要求	**IEC 61984**:2008 の箇条を参照する附属書を新たに追加した。	相互接続用コネクタに対する試験方法を明確にするため。 （対応国際規格の改正点。）

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：**JIS C 8105-2-20** (201X)　規格名：照明器具 ― 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	JIS C 8105-1（以下，第 1 部）0.3.1 5.6.5 d)	第 1 部 0.3.1 照明器具は，通常の使用時に安全に機能し，人及び周囲に対し，危険の原因にならないように設計，製造しなければならない。 各部の強度 部品の落下に関する規定	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ， 動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	第 1 部第 4 章 第 1 部第 5 章 第 1 部第 14 章 第 1 部第 15 章 20.7	第 1 部第 4 章 構造 第 1 部第 5 章 内部及び外部配線 第 1 部第 14 章 ねじ締め式端子 第 1 部第 15 章 ねじなし端子及び電気接続 構造 ライティングチェーンの構成部品であるランプソケット，端子台，端子及び電源接続及びガスケットへの要求事項を規定。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	第 1 部 4.26 第 1 部 12.5 第 1 部 12.6 第 1 部 12.7	第 1 部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部（SELV）の短絡事故の下での安全保護手段 第 1 部 12.5 温度試験（異常動作） 第 1 部 12.6 温度試験（ランプ制御装置が故障を起こした状態） 第 1 部 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験	

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：**JIS C 8105-2-20** (201X)　規格名：照明器具 － 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	第1部3.2 20.6 第1部3.3	第1部3.2　照明器具の表示 表示 ライティングチェーン，包装及び取扱説明書への表示を規定。 第1部3.3　追加の情報	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間中，安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	第1部4.11.4 第1部4.14.3 第1部4.18 第1部4.27B 第1部12.3 第1部14.4.5	第1部4.11.4　通電部は，腐食に耐えるか，又は腐食に対して適切に保護していなければならない。 第1部4.14.3　調節装置（調節装置の動作サイクル試験） 第1部4.18　耐食性 第1部4.27B　供用期間中の発煙，発火などの防止 LED 照明器具は，供用期間中に発煙，発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。 第1部12.3　耐久性試験 第1部14.4.5　ねじ締め式端子の耐食性	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	20.1 第1部第9章	適用範囲 250 V 以下の電源電圧の屋内又は屋外用の電気光源を，直列，並列，又は直列及び並列を組み合わせてつなげたライティングチェーンに関する要求事項について規定する。 第1部第9章　じんあい，固形物及び水気の侵入に対する保護	

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：**JIS C 8105-2-20** (201X)　規格名：照明器具 － 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				20.14	じんあい及び水気の侵入に対する保護 保護等級（IP コード）が IP20 を超えるライティングチェーンでは，**JIS C 8105-1** の第 9 章に規定する試験の順序は，**20.13** の規定による。	
第六条 第六条 続き	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	第 1 部 4.4.7 第 1 部 4.9.2 第 1 部 5.2.2 第 1 部 5.3.1 第 1 部第 12 章 20.13 第 1 部第 13 章 第 1 部 15.3.9 第 1 部 15.6.2 第 1 部 15.9.2	第 1 部 4.4.7　ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差し込みプラグの絶縁部分の耐トラッキング性 第 1 部 4.9.2　絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的，電気的及び熱的強度 第 1 部 5.2.2　照明器具製造業者が取り付けた電源コードに対する電気的･機械的性能及び通常の使用温度における最高温度での耐劣化性 第 1 部 5.3.1　内部配線の適切な種類及びサイズの使用，絶縁の安全性，耐電圧性，耐温度性 第 1 部第 12 章　耐久性試験及び温度試験 耐久性試験及び温度試験 耐久性試験及び温度試験の試験項目，試験順序，試験電圧，ランプのブリッジデバイスの試験，整流器の短絡試験を規定。 第 1 部第 13 章　耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性 第 1 部 15.3.9　端子及び接続器は，通常起こる機械的，電気的及び熱的ストレスに耐えなければならない。 第 1 部 15.6.2　内部配線用端子及び接続の加熱試験 第 1 部 15.9.2　外部配線用端子及び接続の加熱試験	

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：**JIS C 8105-2-20** (201X)　規格名：照明器具 － 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 第七条 第1号 続き	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	第1部4.27C 第1部4.27D 第1部5.2.10 第1部5.3.1.3 第1部第8章	第1部4.27C　非交換形光源をもつ照明器具（照明器具又は照明器具の部分を破壊することなく，光源の交換及び／又は充電部へ接触ができてはならない。） 第1部4.27D　使用者非交換形光源をもつ照明器具（使用者非交換形光源を覆って感電に対して保護するカバーがあり，カバーに3.2.22Aによる“感電注意”記号が表示されている場合は，二つ以上の独立した固定手段によって，所定の位置に保持されなければならない。） 第1部5.2.10　ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可触金属部分が充電部となるおそれがある場合は，コード止め具は絶縁物を用いるか，又は固着絶縁ライニングを施さなければならない。 第1部5.3.1.3　内部配線に充電部となる導体をもち，かつ，通常動作状態で可触金属部分があるクラスⅡ照明器具では，少なくとも接触箇所における絶縁は，例えば被覆ケーブル又はスリーブなどを適用することによって，電圧ストレスに応じた二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足しなければならない。 第1部第8章　感電に対する保護	
第七条 第2号	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	第1部4.15 第1部10.3	第1部4.15　附属書A　導電部が感電を生じるかどうかを決める試験 第1部10.3　接触電流，保護導体電流及び電気やけど	

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：**JIS C 8105-2-20** (201X)　規格名：照明器具 － 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：**JIS C 8105-2-20** (201X)　規格名：照明器具 － 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き		ものとする。		第 1 部 3.3.4 20.6 第 1 部 4.15.1 第 1 部 4.15.2 第 1 部 4.16 第 1 部 4.21.4 第 1 部 4.26 第 1 部 4.27B 第 1 部第 12 章 20.13 第 1 部 13.3	第 1 部 3.3.4　照明器具が不燃性材料表面にだけ取付に適している場合の表示 表示　前掲略 第 1 部 4.15.1　可炎性材料部分の発熱部からの分離, 可炎性材料部分への激しく燃える材料の使用禁止 第 1 部 4.15.2　熱可塑性樹脂材料製照明器具の耐温度性 第 1 部 4.16　可炎性材料表面へ取り付ける照明器具の過熱対策 第 1 部 4.21.4　絶縁材料製のランプ収納室の耐炎性及び着火性 第 1 部 4.26　短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部（SELV）の短絡事故の下での安全保護手段, ブローイング工法で断熱材施工する照明器具は, 規定する検査プローブが侵入する開口部があってはならない。 第 1 部 4.27B　供用期間中の発煙，発火などの防止 第 1 部第 12 章　耐久性試験及び温度試験 耐久性試験及び温度試験　前掲略 第 1 部 13.3　耐炎性及び耐着火性試験	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとす	■該当 □非該当	第 1 部 12.4	第 1 部 12.4　温度試験（通常動作）（照明器具が動作温度に達したときに可触部分, 取り扱う部分調整する部分及び握る部分の過度の温度上昇があってはならない。）	

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		る。		第 1 部 12.5	第 1 部 12.5　温度試験（異常動作）（手で触れるおそれのある部分の温度について規定されている。）	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	第 1 部 4.13.4 第 1 部 4.14 第 1 部 4.25	第 1 部 4.13.4　ラフサービス照明器具 　ラフサービス照明器具は，適切な機械的強度をもち，通常の使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。 第 1 部 4.14　つり具及び調節手段（機械的なつり具の強度の適切な安全率） 第 1 部 4.25　機械的危険箇所 照明器具は，取付け工事中，通常使用時又は保守のときに，使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジがあってはならない。	
第十一条第2項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き					ルハライドランプを用いる照明器具は，ランプの破裂の危険性があるため，保護シールドをもたなければならない。ランプ収納室の部分は，ランプの破裂による破片で安全性を損なわないように設計しなければならない。） 第 1 部 8.2.6　感電に対する保護のためのカバー及びその他の部分の機械的強度 第 1 部 14.4.4　照明器具に組み込むねじ締め式端子の機械的強度 1 第 1 部 5.3.9　ねじなし端子及び接続器の機械的，電気的及び熱的ストレス耐性 第 1 部 15.5.1　内部配線用のねじなし端子及び電気接続の機械的強度 第 1 部 15.8　ねじなし端子及び電気接続の機械的強度	
第十二条 第十二条 続き	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	照明器具は，一般的に，流出し，又は溶出することにより人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない。 照明器具の構成部品は、他の技術基準で化学的

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：**JIS C 8105-2-20** (201X)　規格名：照明器具 － 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						危険源による危害又は損傷の防止が規定されている。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	第 1 部 4.24	第 1 部 4.24　紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は，それらのランプを使用したときに，過度の紫外放射をしてはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	第 1 部 4.26 第 1 部 12.5 第 1 部 12.6 第 1 部 12.7	第 1 部 4.26　短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部（SELV）の短絡事故の下での安全保護手段 第 1 部 12.5　温度試験（異常動作） 第 1 部 12.6　温度試験（ランプ制御装置が故障を起こした状態） 第 1 部 12.7　熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験	
第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	照明器具は，不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがない。
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	照明器具は，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれ

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：**JIS C 8105-2-20** (201X)　規格名：照明器具 － 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						がない。
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	照明器具は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	第 1 部 5.2.2 第 1 部 5.3.1	第 1 部 5.2.2　電源コードの導体の最小断面積の規定 第 1 部 5.3.1　内部配線の適切な種類及びサイズの使用，絶縁の安全性，耐電圧性，耐温度性	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	第 1 部 0.3.1 第 1 部 11.2	第 1 部 0.3.1　照明器具は，通常の使用時に安全に機能し，人及び周囲に対し，危険の原因にならないように設計，製造しなければならない。 第 1 部　11.2 沿面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリに応じた沿面距離及び空間距離	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	照明器具に対する雑音の強さは，J55015 等の別規格で規定されている。
第十九	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意	■該当	第 1 部第 3 章	第 1 部第 3 章　表示	

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：**JIS C 8105-2-20** (201X)　規格名：照明器具 － 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条		（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	□非該当	20.6 第 1 部 12.3.2	表示　前掲略 第 1 部 12.3.2　耐久性試験後の表示の可読性に対する規定	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥 機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：**JIS C 8105-2-20** (201X)　規格名：照明器具 － 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項続き		(イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				格は不要。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体 となっているものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。
第二十条第4項 第二十条第4項続き	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。